

令和6年度 鶴居村立幌呂小学校 いじめ防止基本方針

「いじめは、どの学校、どの児童にも起こりうる。」という考え方を基盤に、本校の全ての児童が周囲と助け合いながら明るく伸びやかに生きる力を高めていくことができるよう、「鶴居村立幌呂小学校いじめ防止基本方針」《以下、「本校の基本方針」》を定めるものである。

なお、本校における「いじめ防止のための基本姿勢」は、下記①～⑤の5点である。これらの基本姿勢を具現化する内容が、「本校の基本方針」である。

- ① 周囲と助け合いながら明るく伸びやかに生活する雰囲気、そしていじめを決して許さない雰囲気を、学校・学級に作ることに努めます。
- ② 児童・教職員の人権感覚を高めることに努めます。
- ③ 児童同士や児童と教職員間など校内の温かい人間関係作りに努めます。
- ④ いじめの早期発見、適切な指導、早期解決・解消に努めます。
- ⑤ いじめ問題について保護者・地域や関係機関との連携強化に努めます。

1. いじめの定義

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

《文部科学省・平成25年度制定 いじめ防止対策推進法より抜粋》

この法律において「いじめ」とは、

『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているもの。』とする。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注意） 「一定の人的関係のある」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

いじめには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要である。

本校においては、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、その子の訴えを真摯に受け止め、全教職員が児童を守る立場に立って対応にあたることとする。

2. いじめを未然に防止するために行っていくこと

(1) 児童への指導

- ①児童一人一人の存在が認められ、お互いを大切に「美しい心の子」「助け合う子」を目指す幌呂小学校の一員として、所属する学級の一員として自覚を深められるような、規範意識の醸成など学級経営の充実に努める。
- ②楽しく実りある（学びがいのある）授業を行い、基礎基本の確実な定着とともに、学習に対する達成感・成就感を育む。
- ③思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の学習や学級指導の時間などを通して育てる。
- ④「いじめは決して許されないこと」、そして本校教職員は「いじめを決して許さない」ことを児童が明確に認識できる指導を、教育課程全体の中で継続して行っていくことに努める。
- ⑤見て見ぬふりをしたり、いじめの加害者の言動に少しでも同調することは、いじめをしていることに等しいことを認識させるとともに、いじめをやめさせたり、やめさせることができない場合は近くの教職員や友達に知らせることができるよう指導を行う。また、近くの教職員などに知らせることは悪いことではないことを指導する。

(2) 上記(1)の実現に向け、教職員の資質向上を図る

- ①児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営の実現に努める。児童との信頼関係の深化に努める。
- ②楽しく実りある（学びがいのある）授業づくりに努める。
- ③思いやりの心や命の大切さを育む道徳の学習や学級指導の時間の実現に努める。
- ④「いじめは決して許されないこと」、そして本校教職員は「いじめを決して許さない」ことを児童が明確に認識できる指導を、日常的に積み上げていく。
- ⑤児童一人一人の変化に気づく敏感な感覚を持てるよう、児童理解や保護者との連携強化に努める。
- ⑥いじめの構造やいじめへの対処方法などへの理解を深める。特に教職員自身の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返れるようにする。
- ⑦自学級で起こったことを担任が一人で抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求められる意識を強く持てるよう努める。

(3) 学校全体として行っていくこと

- ①教育課程全体の中で、「いじめは決して許されないこと」という土壌をつくっていく。（校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行う、児童会の取組に組み込む等）
- ②いじめに関するアンケート調査等を学期に1回以上実施し、結果や児童の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ③「いじめ問題」に関する校内研修を行い、いじめについて全教職員の理解と実践力を深める。
- ④上記①・②・③を通して、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実に努めていく。

(4) 保護者・地域に対して

- ①児童の変調に気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを、学校便りなどで伝え、理解と協力が得られる状況をつくる。

3. いじめの早期発見と早期対応として行っていくこと

(1) 早期発見に向けて・・「変化に気づく」

- ①児童の様子を全教職員で見守り、気づいたことをできる限り速く担任・「教育相談委員会」と共有し、原則として全教職員で共通理解できるようにする。
- ②様子に変化が感じられる児童に対し教職員は積極的に声をかけ、児童が安心感を持てるように努める。
- ③いじめアンケート等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

(2) 相談ができる・・「誰にでも」

- ①いじめに限らず、困ったことや悩みがあれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ②いじめられていると訴えている児童や保護者の話を親身になって聞き、それを受け止め、児童を徹底して守る姿勢で具体的に動いていくことを伝える。
- ③いじめられていると訴えている児童が、自信や存在感を感じられるよう励ます。
- ④いじめられていると訴えている児童の様子を全教職員で見守り、気づいたことをできる限り速く担任・「教育相談委員会」と共有し、原則として全教職員で共通理解できるようにする。

(3) 早期解決を図る・・「傷口は小さいうちに」

- ①教職員が気づいたあるいは児童・保護者から相談があったいじめについて、事実関係を早期に把握する。その際、被害者と加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉えるようにする。
- ②事実関係を把握する際には、「教育相談委員会」を中核とし、組織的な体制のもとに行う。
- ③いじめを行っている児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」という毅然とした姿勢で臨み、行っている行為を即刻やめさせる。
- ④いじめを行っている児童に対しては、上記③とともに、その行為におよぶ気持ちを聞き、被害児童との関係修復とともに心の安定を図る指導を重ねていく。
- ⑤いじめを受けた児童・いじめを行った児童の保護者に事実関係を正確に伝え、今後の学校との連携しての指導に協力を要請する。

4. 校内体制・・「幌呂小学校教育相談委員会」

- ①学校長の指示のもと、校内特別委員会として「教育相談委員会」を組織する。構成は、指導部長、コーディネーター、養護教諭、該当担任、教頭、校長とする。また、ケースに応じて実働を行う「支援メンバー」を組織し、対応に当たる（相談委員会、支援メンバー共に、状況により変更も可）。
- ②役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者への啓発等に関することなどを行う。
- ③「教育相談委員会」の協議内容は、原則として本校全教職員が早期に共有できるように努める。

5. 鶴居村教育委員会など関係機関との連携について

- ①いじめを事実として確認した場合、鶴居村教育委員会に速やかに報告（電話＋書面）する。重大事態発生時等は、電話等にて速報することを加え、指導・助言をいただきながら速やかに対応を行う。（※別紙、幌呂小児童の自殺発生時の対応マニュアルを参照）
- ②地域全体で「いじめは決して許されないこと」という認識を広めることが大切であることから、鶴育協・幌呂育成会やPTA、自治会などの場で、健全育成についての取組が盛んになされるよう働きかけを行っていく。